

## 令和元年度 第4回 琴浦町農業委員会総会議事録

|                 |  |           |           |           |
|-----------------|--|-----------|-----------|-----------|
| 日 時             | 令和元年7月10日（水）午後3時   |           |           |           |
| 場 所             | 琴浦町役場分庁舎3階 第1・2・3会議室   |           |           |           |
| 出席委員<br>(12人)   | 1番 石賀 英男   | 2番 丸山 環   | 3番 前田 正秀  | 4番 潮 智博   |
|                 | 5番 伊藤 英之   | 6番 村上 隆   | 7番 福本 正博  | 8番 三浦 勝美  |
|                 | 9番 久米 繁好   | 10番 中本 敏彦 | 11番 川崎 康晴 | 12番 福田 昌治 |
| 欠席委員<br>(0人)    |  |           |           |           |
| 出席推進委員<br>(12人) | 13番 北中 善隆  | 14番 遠藤 一夫 | 15番 井本 武夫 | 16番 語堂 一幸 |
|                 | 17番 小前 茂雄  | 18番 松本 芳己 | 19番 桑本 慎吾 | 20番 馬野 進  |
|                 | 21番 入江 敏朗  | 22番 澤田 光秋 | 23番 石賀 昭則 | 24番 河上 幸徳 |
| 欠席推進委員<br>(0人)  |  |           |           |           |
| 事務局             | 事務局長 山根 伸一、事務局長補佐 每田 陽子、係長 浜川 明  |           |           |           |
| 提案議案            | 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について<br>議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議案第16号 農用地利用集積計画の決定について |           |           |           |
| 報告事項            |  |           |           |           |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | 定刻になりましたので、ただ今より、令和元年度第4回琴浦町農業委員会総会を開催します。<br>成立宣言を事務局にお願いします。  |
| 事務局 | ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和元年度第4回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者はありません。以上です。  |
| 議長  | 議事録署名委員の指名ですが、3番 前田委員、4番 潮委員にお願いします。  |
| 事務局 | それでは議事に入ります。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。  |
| 事務局 | 1ページをご覧ください。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の許可・意見を求めます。<br>整理番号10番 譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。譲渡事由は自作地の売買になります。土地の表示 琴浦町大字田越字 [REDACTED] [REDACTED]、登記地目 原野、現況地目 田、地積395m <sup>2</sup> 。<br>申請の内容について説明します。申請地は約40年前に双方の間で売買をすることが約束されて以来、未登記のまま譲受人が耕作を続けておられたところ、譲渡人との間で話がまとまり3条許可の申請をされたもので、農地取得後もこれまでと同様に果樹を耕作されるということです。<br>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは [REDACTED] 円になります。<br>整理番号11番 譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。譲渡事由は自作地の売買になります。土地の表示 琴浦町大字松谷字 [REDACTED] [REDACTED]、登記地目 原野、現況地目 畑、地積148m <sup>2</sup> 。申請地は外に畠2筆があり、3筆の合計地積は1,235m <sup>2</sup> になります。<br>申請の内容について説明します。申請地は長年に渡り耕作されていなかつたため草地化していて、以前から譲渡人が耕作者を探しておられたところ、隣接農地で芝を耕作している譲受人との間で話がまとまり3条許可の申請をされたもので、農地取得後は隣接農地と一体的に芝を耕作されるということです。<br>売買価格は3筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは [REDACTED] 円になります。<br>整理番号12番 譲渡人、譲受人ともに北栄町在住の個人です。譲渡事由は自作地の贈与になります。土地の表示 琴浦町大字榎下字 [REDACTED] [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに田、地積244m <sup>2</sup> 。<br>申請の内容について説明します。譲渡人と譲受人は親子の関係で、両者の間で生前贈与する話がまとまり3条許可の申請をされたもので、農地取得後は親子で水稻を耕作されるということです。 |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>農地法第3条第2項の判断基準には、第1号の「申請農地を含め所有している農地および借りている農地、それら全ての農地を効率的に利用すること」、第4号の「申請人又は世帯員等で農作業に常時従事する人がいること」、第5号の「申請農地を含め耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること」、第7号の「農地の集団化、農作業の効率化において周辺農地に影響を及ぼさないこと」の4要件があります。今回申請のあった3つの案件はこれらの要件全てを満たしているものと思われます。以上です。</p>  |
| 議長  | <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>2ページをご覧ください。議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の意見を求めます。</p> <p>整理番号1番 申請人は琴浦町内の個人、転用目的および施設の概要は太陽光発電設備、土地の表示 大字笠見字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畠、地積1, 388m<sup>2</sup>。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きを行い、令和元年5月17日付で琴浦町長の承認済みとなっています。</p> <p>転用の内容について説明します。申請地の現況は休耕状態となっていますが、申請人が建設業の役員をされているために兼業での営農は困難であることから、将来的に耕作再開の見通しがたたない状態となっていました。そのような状況の中、近隣の迷惑にならない農地の活用方法として太陽光発電事業を思いつかれたことから、4条許可の申請をされたというものになります。</p> <p>除草作業および重機での表土転圧作業を行った後、高さ2mの太陽光パネルを252枚、パワーコンディショナー9台のほか発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。</p> <p>工期については、転用許可日から1ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間については、転用許可日から20年間となっています。</p> <p>資金調達計画については、太陽光発電施設設置工事費等の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>被害防除計画について説明します。申請地の土地造成には盛土や切土</p> |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>を行わずに現状のまま利用し、重機で転圧をかけて整地する計画となっていますし、事業用地の外周には隣接境界から1m離して、高さ1.5mの侵入防止用フェンスを設置されるということです。また、雑草対策として隨時草刈り作業をされるということですし、雨水については現在と同様に地下浸透で処理する計画となっています。</p> <p>また太陽光発電施設を設置する際の事業認定は、平成31年1月23日付で経済産業省の承認済みとなっています。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地は農業上の公共投資がされておらず、一団の農地面積が10ha以下であることから、「第2種農地」に該当するものと思われます。</p> <p>許可根拠規定につきましては、「代替地なし」に該当するものと思われます。</p> <p>なお、太陽光発電事業の実施に係る事前説明の状況について聞き取りを行った所、隣接農地の所有者には転用事業者が説明を行い了承済みとなっているということでしたが、集落への説明については住宅地から距離が離れているということもあり、特に予定はしていないということでした。以上です。</p> |
| 議長<br>川崎委員 | <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>7月3日に伊藤委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。申請のあった農地は、[REDACTED] 小高い山のような場所の上に位置し、周囲は農地や山林に囲まれていて近くに住宅ではなく、圃場整備や畑かん設置などの公共投資も行われていない休耕地です。事務局の説明にもありましたように、今後も耕作を再開する見込みは無いということですし、太陽光発電設備を設置しても周辺の営農に支障はないと思われますので、転用を許可しても問題ないと感じました。以上です。</p>  |
| 議長         | <p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第15号 農地法5条の規定による許可申請について事務局に説明をお願いしたいと思います。</p>   |
| 事務局        | <p>5ページをご覧ください。議案第15号 農地法5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の意見を求めます。</p> <p>整理番号9番 譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人で、同世帯で暮らす親子の関係になります。契約種別は賃借権設定、転用目的及び施設の概要は太陽光発電施設になります。土地の表示 大字笠見字[REDACTED]<br/>[REDACTED]、登記地目 畑、現況地目 畑、地積1, 191m<sup>2</sup>。農地区分は市街化</p>  |

区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していましたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きをすでにされていて、令和元年5月17日付で琴浦町長の承認済みとなっています。

転用の内容について説明します。申請地の現況は休耕状態となっていますが、父親である譲渡人は高齢となっているため、息子である譲受人は会社勤めで帰りが遅くなるために、近年では水稻以外の畑作を継続することが困難となり、将来的にも耕作再開の見通しがたたない状態となっていたそうです。そのような状況の中、近隣の迷惑にならない農地の活用方法として太陽光発電事業を思いついたことから、5条許可の申請をされたというものになります。

除草作業および重機での表土転圧作業を行った後、高さ2mの太陽光パネルを256枚、パワーコンディショナー8台のほか発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期については、転用許可日から1ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間については、転用許可日から20年間となっています。

資金調達計画については、太陽光発電施設設置工事費等の合計が[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地の土地造成には盛土や切土を行わずに現状のまま利用し、重機で転圧をかけて整地する計画となっていますし、事業用地の外周には隣接境界から1m離して、高さ1.5mの侵入防止用フェンスを設置されるということです。また、雑草対策として隨時草刈り作業をされるということですし、雨水については現在と同様に地下浸透で処理する計画となっています。

また太陽光発電施設を設置する際の事業認定は、平成30年12月28日付で経済産業省の承認済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は農業上の公共投資がされておらず、一団の農地面積が10ha以下であることから、「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定につきましては、「代替地なし」に該当するものと思われます。

なお、太陽光発電事業の実施に係る事前説明の状況について聞き取りを行った所、隣接農地の所有者には転用事業者が説明を行い了承済みとなっているということでしたが、集落への説明については住宅地から距離が離れているということもあり、特に予定はしていないということでした。

整理番号10番 譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の売電事業者、契約種別は賃借権設定、転用目的及び施設の概要は太陽光発電設備になります。土地の表示 大字笠見字[REDACTED]、登記地目、現況地

目とともに畠、地積1, 494m<sup>2</sup>。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きを行い、令和元年5月17日付で琴浦町長の承認済みとなっています。

転用の内容について説明します。申請地の現況は休耕状態となっていますが、譲渡人には農業後継者がおられないため、以前から荒廃農地の活用方法を検討されていたそうです。そのような状況の中、農地を荒廃させずに管理するために太陽光発電事業を思いつかれ、事業用地を探しておられた譲受との間で合意が成立したことを受け、5条許可の申請をされたというものになります。

除草作業および重機での表土転圧作業を行った後、高さ2mの太陽光パネルを288枚、パワーコンディショナー9台のほか発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期については、転用許可日から1ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間については、転用許可日から20年間となっています。

資金調達計画については、太陽光発電施設設置工事費等の合計が[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地の土地造成には盛土や切土は行わず現状のまま利用し、重機で転圧をかけて整地する計画となっていますし、事業用地の外周には隣接境界から1m離して、高さ1.5mの侵入防止用フェンスを設置されるということです。また、雑草対策として隨時草刈り作業をされるということですし、雨水については現在と同様に地下浸透で処理する計画となっています。

また太陽光発電施設を設置する際の事業認定は、平成30年12月18日付で経済産業省の承認済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は農業上の公共投資がされておらず、一団の農地面積が10ha以下であることから、「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定につきましては、「代替地なし」に該当するものと思われます。

なお、太陽光発電事業の実施に係る事前説明の状況について聞き取りを行った所、隣接農地の所有者には転用事業者が説明を行い了承済みとなっているということでしたが、集落への説明については住宅地から距離が離れているということもあり、特に予定はしていないということでした。

整理番号11番 譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は倉吉市に本社を置く太陽光発電事業者、契約種別は地上権設定、転用目的及び施設の概要是太陽光発電設備になります。土地の表示 大字赤崎字[REDACTED]

■、登記地目、現況地目とともに田、地積1, 614m<sup>2</sup>。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していましたので、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。

転用の内容について説明します。申請地の現況は休耕状態となっていて、譲渡人は以前から、耕作を再開する見込みの無い農地の活用方法を検討されていたそうです。そのような状況の中、農地を荒廃させずに管理するために太陽光発電事業を思いつかれ、事業用地を探しておられた譲受人との間で合意が成立したことを受け、5条許可の申請をされたというものになります。

除草作業および表土を均す程度の作業を行った後、高さ1.7mの太陽光パネルを360枚、パワーコンディショナー9台のほか発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期については、転用許可日から6ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間については、転用許可日から22年間となっています。

資金調達計画については、太陽光発電施設設置工事費等の合計が■■■円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地は概ね平坦地であることから表土を均す程度の整地を行い、事業用地の外周には高さ1.2mの侵入防止用フェンスを設置する計画となっています。また、雑草対策として隨時草刈り作業をされるということですし、雨水については現在と同様に地下浸透で処理する計画となっています。

また太陽光発電施設を設置する際の事業認定は、平成29年12月28日付で経済産業省の承認済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は農業上の公共投資がされておらず、一団の農地面積が10ha以下であることから、「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定につきましては、「代替地なし」に該当するものと思われます。

なお、太陽光発電事業の実施に係る事前説明の状況について聞き取りを行った所、隣接農地の所有者には転用事業者が説明を行い了承済みとなっているということでしたが、集落への説明については住宅地から距離が離れているということもあり、特に予定はしていないということでした。

整理番号12番と整理番号13番は、転用事業者および転用目的が同じものになりますので、一括で説明をさせていただきたいと思います。

整理番号12番、整理番号13番ともに譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内で運送業を営む個人事業主です。契約種別は所有権移転、

転用目的及び施設の概要は駐車場になります。土地の表示 整理番号12番が大字出上字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畠、地積149m<sup>2</sup>。整理番号13番が大字出上字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畠、地積230m<sup>2</sup>。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。いずれの申請地も農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きを行い、令和元年5月17日付で琴浦町長の承認済みとなっています。

転用の内容について説明します。譲受人は26年程前から運送業を経営する個人事業主で、現在の従業員数は5名、大型トレーラー4台および大型トラック3台を所有されています。12ページの説明図にありますように、[REDACTED]と[REDACTED]の土地を業務用車両駐車場および資材置場として使用されていますが、手狭になってきたことから施設の拡張を検討されていたそうです。そのような状況の中、現在の車両用駐車場等に隣接している申請地2筆を購入できることになり、従業員の駐車場用地および業務用車両の回し場として利用することを計画し、5条許可の申請をされたというものになります。

土地造成について説明します。[REDACTED]については既存駐車場の敷地と高低差がないため、除草作業と土地を均す程度の整地を行う計画です。[REDACTED]については既存駐車場の敷地と高低差があるため、隣接境界から30cm間隔をあけて最高1.5m切土を行ってから土羽打ちを行った後で、事業用地全体に高さ15cm程度の碎石を敷き均す計画となっています。

工期については、転用許可日から4ヶ月間を予定されていて、年内での工事完成を見込んでおられます。

資金調達計画については、土地買収費および整地費、建築費の合計が[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の預金証書の写しが添付されています。

被害防除計画について説明します。先程も説明しましたように、隣接農地との境界部分の切土をした部分には土羽打ちを行い、土砂の流出を防止する計画となっていますし、雨水については地下浸透で処理し、接続する町道側溝へ放流する計画となっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は東山区やきらり町の集落近くに位置していて、一団の農地面積が10ha以下であることから、「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定について説明します。既存の施設の拡張に伴う申請であり、申請地に代えて周辺の外の土地を供することにより、申請に係る事業の目的を達成することができない「代替地なし」に該当するものと思われます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

議長

|      |  |
|------|--|
| 川崎委員 | <p>7月3日に伊藤委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。自分からは、整理番号9番と整理番号10番について報告します。いずれの申請地も議案第14号 整理番号1番の申請地と同様に、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 小高い山のような場所の上に位置し、周囲は農地や山林に囲まれていて近くに住宅はなく、圃場整備や畠かんの設置などの公共投資も行われていない休耕地です。事務局の説明にもありましたように、今後も耕作を再開する見込みは無いということですし、太陽光発電設備を設置しても周辺の営農に支障はないと思われますので、転用を許可しても問題ないと感じました。ただし前面道路の幅がかなり狭いために、工事期間中は農業用車両の通行を妨げないように配慮してもらいたいと思いますし、草刈り作業等を行ってもらうなど、事業用地を適切に管理していただきたいと思います。以上です。</p>  |
| 伊藤委員 | <p>自分からは、整理番号11番から整理番号13番について報告します。</p> <p>整理番号11番の申請地は、[REDACTED] 公衆トイレ脇の細い道を下った所に位置する防風林に囲まれた農地で、現在は草刈りがしてある状態となっています。事務局の説明にもありましたように、農用地区域外に位置しているということですし、転用事業を行っても周辺の営農に支障はないと思われますので、転用を許可しても問題ないと感じましたが、今後も草刈り作業等を行ってもらうなど、事業用地を適切に管理していただきたいと思います。</p>  |
| 議長   | <p>続いて、整理番号12番と13番について報告します。</p>   |
| 中本委員 | <p>説明図にもありますように、申請地は2筆とも現在使用されている業務用車両駐車場の西側に位置しています。2筆に隣接している[REDACTED] の畠では自家用野菜を耕作されていますが、それ以外は遊休農地化していて、雑草が1m以上伸びている状態となっていました。転用の目的が既存の駐車場を拡張するというものであることから、いずれの申請地も位置的には異存ありませんし、周辺の営農にも支障はないものと思われますので、転用を許可しても問題ないと感じました。以上です。</p> <p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(中本委員より挙手あり)</p> <p>整理番号9番について質問します。事務局の説明では集落に対しての事前説明は予定されていないということでしたが、太陽光発電設備の操業期間が20年間と長期間に渡りますので、周辺農地の所有者が代替わりした時にトラブルが起きないようにするためにも、周囲の方からの同意書のようなものがあった方が良いと思います。</p> |
| 事務局  | <p>笠見地内の太陽光発電設備の案件につきましては、隣接農地の所有者または耕作者から同意を得られているものと、そうでないものとがあり、同意が得られていないものについては理由書が添付されていますが、事</p>  |

|            |  |
|------------|--|
|            | 業そのものに反対をするという内容ではありませんでした。農地法上では、同意がないことを理由に不許可とすることはできませんが、今回の案件では転用事業者に一定の努力をしていただいて、その一連の結果についての顛末が添付されていますので、所有者の代替わりがあったとしても問題はないものと考えています。                                  |
| 中本委員<br>議長 | 分かりました。<br>その他に何か質問等はありませんか。<br>(三浦委員より挙手あり)   |
| 三浦委員       | 整理番号11番について質問します。契約種別が地上権設定となっていますが、賃貸借権設定とどのように違うのでしょうか。  |
| 事務局        | 地上権とは、「他人の土地において工作物等を所有する目的で、その土地を使用する権利」のことです、賃借権と大きく違う点が2つあります。1つは、土地所有者に登記義務が生じるため登記簿に記載されるということ、もう1つは、土地所有者の承諾が無くとも譲渡や転貸が自由にできるため、同じ借地権のひとつである土地賃借権と比較して、借地人の権利がより強くなるということです。 |
| 三浦委員<br>議長 | 分かりました。<br>最近太陽光発電設備への転用申請が多くなってきたように感じますが、操業期間終了後のことについての聞き取りを申請時にされていないのでしょうか。   |
| 事務局        | 詳細を把握している訳ではありませんが、経済産業省の事業認定を受ける段階で、操業期間終了後の設備撤去の計画も含めて申請をされていると聞いています。今回申請のあった3件はいずれも借地権を設定するもので、操業期間が20年から22年という期限付きとなっていることから、期間終了後のことについて農業委員会が職権で問うことは可能だと考えています。            |
| 議長         | 操業期間が終了した後のこと心配なこともあります、以前から総会の場で委員の皆さんと何度か協議をしてきました。また琴浦町環境審議会でも、太陽光発電設備設置に対する条例を設けることを検討していましたが、県でも条例を設けることになったことから現在は様子をみているところです。  |
| 潮委員        | その他に何か質問等はありませんか。<br>(潮委員より挙手あり)   |
|            | 電力会社のホームページで確認したところ、電力の買取り期間は10年間となっていて、その後は自分で新たに蓄電池を設置するなりしなければならないとなっていましたので、経済産業省が操業期間20年程度という事業を認定するということに疑問を感じています。  |
|            | また、福田会長から県の方でも条例を設けているとありました、大規模な太陽光発電施設に対してのもので、農業委員会で審議をするよう   |

|      |   |
|------|---|
|      | な規模のものは対象にならないのではないか。どうか。   |
| 議長   | 潮委員の言われる様に、現在ある県の条例は大規模な施設に対してのものですが、いずれ小規模な施設に対しての条例も定められるものと考えています。<br>(福本委員より挙手あり)   |
| 福本委員 | 自分も10年前から太陽光発電設備を設置していて、事業認定を受けた操業期間は今回の案件と同様に20年間となっています。電力会社との売電契約については、操業開始から10年間の1kWあたりの売電価格は42円となっていて、その後は1kWあたり7円50銭で売電契約を継続するか、自分で買い手を探して新たな売電契約を結ぶかを選択することになっています。              |
| 議長   | こういった契約内容を知らない申請者もおられるかもしれませんので、事務局にきちんと説明をしていただきたいと思います。   |
| 潮委員  | 以前の総会でも話がありましたが、農業委員会の権限として琴浦町独自のガイドラインを作成し、申請者に明示できるようにしておく必要があると思います。   |
| 議長   | 潮委員からありましたガイドラインを作成することも含めて、今後も皆さんと協議をしていかないといけないと考えていますので、よろしくお願ひします。  |
|      | その他に何か質問等はありませんか。   |
|      | (異議なし)  |
|      | 異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。  |
|      | 続きまして議案第16号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の井本委員、石賀英男委員、三浦委員、小前委員、語堂委員は退席をお願いします。  |
|      | (井本委員、石賀英男委員、三浦委員、小前委員、語堂委員の退席を確認)  |
|      | 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。  |
| 事務局  | 13ページをご覧ください。議案第16号 農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。  |
|      | 整理番号361番 設定する者は米子市在住の個人、設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の表示 大字下大江字[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,990m <sup>2</sup> 。権利の種類は賃借権、内容は飼料となっています。期間は令和元年7月11日から令和4年7月10日までの3年間、10a当たりの借賃は[REDACTED]円、借賃の支払 |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>方法は現金、法律関係は賃貸借、新規になります。</p> <p>整理番号362番から21ページの整理番号400番までの外39件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により、農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、18ページの整理番号387番から21ページの整理番号400番までの14件となっています。</p> <p>22ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>整理番号401番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字八幡字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3, 916m<sup>2</sup>。権利の種類は使用貸借権、内容は野菜となっています。期間は令和元年7月11日から令和6年7月10日までの5年間、10a当たりの借賃は無償、借賃の支払方法は無償、法律関係は使用貸借、新規になります。</p> <p>整理番号402番から23ページの整理番号412番までの外11件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。</p> <p>24ページをご覧ください。所有権移転の部です。</p> <p>整理番号3番 所有権を移転する者は鳥取市の公益財団法人、所有権の移転を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の表示 大字金屋字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積2, 718m<sup>2</sup>。権利の種類内容は所有権、引渡しの時期、支払期限、所有権の移転時期はいずれも令和元年7月31日。対価は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは [REDACTED]円になります。対価の支払い方法は口座振込、法律関係は所有権になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(久米委員より挙手あり)</p> <p>整理番号391番の10a当たりの借賃がかなり安いですが、何か理由があるのでしょうか。</p> <p>久米委員から質問のありました整理番号391番だけではなく、整理番号392番と395番も通常よりかなり低い借賃となっていますが、いずれの農地も配分先は同じ琴浦町内の農業者が予定されていて、ご覧のように一度にかなりの面積を借りられることになっています。その中にはハウスの骨組みが残っていたり、草が生えて荒れたりするなどの理由で、何らかの処理を施さないと耕作することができない農地が含まれていることから、それぞれの所有者の方と協議を行ったうえで、状</p> |
| 議長   |   |
| 久米委員 |   |
| 事務局  |   |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>況に応じて借賃を設定されたためにこのような金額となっています。<br/>分かりました。</p>   |
| 久米委員<br>議長 | <p>その他に何か質問等はありませんか。<br/>(異議なし)</p>  |
|            | <p>異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。<br/>(井本委員、石賀英男委員、三浦委員、小前委員、語堂委員の復帰を確認)</p>   |
| 議長         | <p>続いては農家相談の報告になりますが、7月3日に行われた農家相談日には伊藤委員と川崎委員に対応をしていただきましたが、相談が1件もなかったということを皆さんに報告させていただきます。</p>  |
| 馬野委員<br>議長 | <p>次に馬野農地委員会長より、本日の総会に先立って行われた農地委員会と農地利用状況調査出発式についての報告をお願いします。<br/>(農地委員会および農地利用状況調査出発式についての報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和元年度第4回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p> |